

「滋賀をみんなの美術館に」プロジェクト 補助金交付要綱

(通則)

第1条 「滋賀をみんなの美術館に」プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、多様で豊かな美の魅力が各地域に満ち溢れている滋賀県全体を、あたかも、ひとつの「美術館」のように感じられるよう、『美の魅力にあふれる滋賀をみんなの美術館に』というコンセプトのもと、美の資源を活用した地域での取組を補助することで、県民が滋賀の魅力に思いを馳せ、楽しむ機会をつくるとともに、人と人、人と地域のつながりや滋賀への愛着を深めることを目的とする。

(交付の対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合、自治会、任意団体および企業（以下「団体等」という。）ならびに市町とし、団体等については、次の各号をすべて満たすこととする。

- (1) 滋賀県内に所在地または活動の拠点を有すること
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- (3) 自ら経理し、監査することができる会計経理体制が明確にされていること
- (4) 文化施設の経営を目的とする者および宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (5) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること

(交付の対象となる事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、原則として1団体等当たり1件とし、年度内を通じて行う一連の事業を交付対象事業とする。

2 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 地域にある滋賀特有の美の資源を活用し発信にもつながる事業であること
- (2) 滋賀県内で行われる事業であること
- (3) 広く一般に開かれた事業であること
- (4) 実施する事業の効果が県域全体または広域に及ぶ事業であること
- (5) 補助対象経費が200千円以上の事業であること
- (6) 交付決定の日から令和6年2月29日までに実施する事業であること
- (7) 次のいずれかに当てはまる事業であること。

ア フェスティバル型（補助上限額 1,500 千円）

地域にある美の資源の魅力を引き出し、開催地域内外の賑わいを創出するとともに、取組を通じて美の魅力を県内外に発信する事業で、複数のイベントを複数の地域にわたり開催するなど、概ね1,000人以上の入場者・来場者数が見込めるフェスティバル性のあるもの

イ コミュニティ型（補助上限額 750 千円）

地域にある美の資源を活用して、人々の交流や街づくりなどコミュニティの活性化につながるもの

- (8) 滋賀県立美術館と連携し、館内での展示やワークショップ等の企画を含む事業であること

3 次の事業は補助金の交付対象事業としない。

- (1) 滋賀県外で行われるもの

- (2) 専ら営利を目的とするもの
- (3) 慈善事業等への寄附行為を主目的とするもの
- (4) 特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの
- (5) 政治的、宗教的な宣伝意図を持つもの

(補助対象経費、補助率および補助限度額)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした帳簿を備え付けるとともに、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、別記様式第2号のとおりとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日または3月1日のいずれか早い日までに実績報告書に関係書類を添えて提出しなければならない。

- 2 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、知事が補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。この場合、補助事業者は、交付請求書（概算払）（別記様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 11 条 補助事業者は、第 6 条の規定に基づく交付申請、第 8 条に規定に基づく実績報告、第 9 条の規定に基づく交付請求、または第 10 条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条第 1 項の規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準処理期間)

第 12 条 規則第 4 条に規定する補助金等の交付の決定、規則第 8 条に規定する変更(中止・廃止)の承認および規則第 13 条に規定する補助金の額の確定は、申請または報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(その他)

第 13 条 補助金の交付を受けられる回数は、同一事業において計 3 回までとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 26 日から施行し、令和 5 年度分の補助金に適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費			補助率	補助限度額
区分	細目	内 訳		
出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等	定額	<p>予算の範囲かつ補助対象経費の合計額の範囲内で、上限を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェスティバル型 1,500千円 ・コミュニティ型 750千円
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等		
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料、作品制作料等		
会場・ 設営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等		
	作品借料	作品借料、作品保険料等		
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等		
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等		
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等		
賃金・ 旅費・ 報償費	賃金	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。		
	旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等		
	報償費	ワークショップ講師等謝金、講演講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等		
雑役務費 消耗品費 等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、借料および損料、傷害保険料、請負費等		
	印刷費	印刷製本費		
	消耗品費	消耗品費、ワークショップ材料費等		
	通信費	通信費、郵送料		
	会議費	会議費		
委託金	委託金	委託費（事業全体経費の2分の1以下）		